

徳島県公安委員会告示第 18 号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和 33 年法律第 6 号。以下「法」という。）第 9 条の 14 第 1 項に規定する年少射撃資格の認定のための講習会（以下「講習会」という。）を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和 33 年政令第 33 号）第 36 条第 1 項の規定により告示する。

令和 7 年 11 月 18 日

徳島県公安委員会委員長 稲 井 芳 枝

1 開催の日時及び場所

令和 8 年に開催する講習会の日時及び場所は、次のとおりとする。

開 催 日 時	開 催 場 所
6 月 17 日（水）午前 9 時 30 分	徳島名西警察署
8 月 19 日（水）午前 9 時 30 分	徳島名西警察署
12 月 16 日（水）午前 9 時 30 分	徳島名西警察署

2 受講手続

(1) 講習の申込みの受付

講習の申込みの受付は、受講を希望する講習会の開催日当日に、開催場所の会場で行うものとし、いずれの日程も午前 9 時から午前 9 時 30 分までの間に受け付ける。

(2) 提出書類

講習の申込みの際は、年少射撃資格講習受講申込書（銃砲刀剣類所持等取締法施行規則（昭和 33 年総理府令第 16 号）第 80 条に規定する年少射撃資格講習受講申込書をいう。）1 通を提出すること。

なお、この申込書には必要事項を記入の上、写真（申込前 6 か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ 3.0 センチメートル、横の長さ 2.4 センチメートルのもので、裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの）を貼り付けること。

(3) 手数料

講習会の手数料として、9,800 円に相当する金額の徳島県収入証紙（以下「証紙」という。）を、講習の申込みの際に納付すること。

なお、証紙は令和 8 年 9 月 30 日で販売を終了（使用は令和 9 年 3 月 31 日まで可能）するので、令和 8 年 12 月 16 日の講習会の受講を希望する者であって、証紙を購入できなかったものは、事前に開催場所の警察署の生活安全課に手数料の納付方法を問い合わせること。

(4) その他

受講者は、申込みの際に住所、氏名及び生年月日が表示された本人であることを確認できる書類（学生証、運転免許証等）を提示すること。

3 講習

(1) 講習時間等

講習会の講習時間は、午前 9 時 30 分から午後 2 時 30 分まで（正午から午後 1 時までは休憩時間）とする。

なお、講習終了後に、正誤式による筆記試験を実施する。

(2) 講習に持参するもの

ア ボールペン（黒色）

イ HB又はBの鉛筆（シャープペンシルも可）

ウ 消しゴム

(3) 講習修了証明書の交付

講習会の講習を修了した者のうち、当該講習に係る事項を修得したと認められるものに対して、その当日に年少射撃資格講習修了証明書（法第9条の14第2項に規定する年少射撃資格講習修了証明書をいう。）を交付する。

4 その他

講習は、開催場所の警察署の会議室を使用する予定であるが、都合により変更する場合があるので、事前に開催場所の警察署の生活安全課に確認すること。